

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

9：30～21：00	12月29日から翌年の1月3日までの日
------------	---------------------

」を

「

9：30～19：00	8月を除く毎月第3火曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日
------------	-------------------------------------

」に、

「

9：00～17：00	火曜日・祝日 12月29日から翌年の1月3日までの日
8：30～19：00	12月29日から翌年の1月3日までの日

」を、

「

8：30～17：00	月曜日・日曜日・祝日 12月29日から翌年の1月3日までの日
8：30～19：00	土曜日・日曜日・祝日

	12月29日から翌年の1月3日までの日
--	---------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

図書館利用の実態等に合わせ、霧島市立国分図書館、横川図書室及び牧園図書室の開館時間及び休館日の見直しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。